

本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金 申請の手引き

地球温暖化の防止及び環境の保全を推進するため、市民の方が、太陽光発電システムを設置された場合、その費用の一部を予算の範囲内で市が補助します。

対象設備

* 太陽光発電システム * 太陽光を利用して発電を行い、次のア～オ全てを満たすもの。

- ア 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの。
- イ 低圧配電線と逆潮流有りで連系するものである。（商用電力と連系し、自家使用を越える余剰分については、電力会社に売電することができるものである。）
- ウ 電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結している。
- エ 未使用品である。
- オ 電力の購入開始年月日が、**令和2年4月1日以降**である。

受付期間

補助金の交付を受けたい方は、電力会社と太陽光発電システムの電力受給を開始した日から、令和3年3月31日までに申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、環境推進課(市役所4階)へ提出してください。(郵送不可)

- ◆受付期間 令和2年5月1日(金)～令和3年3月31日(水)
(土・日・祝日・年末年始を除く)
- ◆受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00

※期間中でも予算額に達したところで受付を終了します。

補助対象となる方

市内の住宅（共同住宅及び併用住宅（ただし、延べ面積の二分の一以上を居住の用に共するもの）を含む）に太陽光発電システムを設置または設置された（系統連系していないものに限る）建売住宅を購入し、その住宅に自ら居住し、以下の要件をすべて満たす個人。

- ・市税に滞納がない
- ・設置に係る住宅及びその敷地等に建築基準法、都市計画法等の違反がない
- ・過去に同じ補助金の交付を受けたことがない

補助金の額

2万円/kW（千円未満の端数は切り捨てる。） **上限 … 7万円（3.5kW）**

※ 太陽電池の最大出力（kW）は、小数点以下第2位未満の端数を切り捨てる。

◆以下の①、②に該当する方については、それぞれ補助金額が2割増額されます。

- ①・親と同居又は親が市内に住んでいる
・生計を一にする中学生以下の子がいる
・生計を一にする中学生以下の子がいる親族と同居
 - ②市内に本社のある事業者^に工事依頼をする場合
- のいずれかに該当する場合

(注意)①の加算要件に該当し加算を受ける方で、「申請に必要な書類 ⑨」で証明ができない場合は証明するための書類（戸籍等）が必要となります。申請前にご相談ください。

申請に必要な書類

- ① 本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第 1 号）
（朱肉を必要とする印鑑で押印してください）
- ② 住宅全体の写真と太陽光発電システムの設置状況を示すカラー写真
- ③ 太陽光発電システムの配置図
（②の写真により太陽電池モジュールの枚数が確認できる場合は不要です）
- ④ 設置費にかかる領収書と内訳書の写し
- ⑤ 電力会社との電力受給契約の締結を証する書類（「接続契約のご案内」）の写し
- ⑥ 電力の購入開始年月日を証する書類の写し

※発電者の氏名、購入開始年月日（系統連系完了年月日）が確認できる書類

- （例 1）購入実績お知らせサービス「購入電力量のお知らせ」をプリントアウトしたもの
- （例 2）受給契約申込受付サービスの「申込詳細情報表示」をプリントアウトしたもの 等

- ⑦ 太陽電池モジュールの出力対比表
（設置枚数分の製造番号及び出力が確認できるもの）
- ⑧ 建築確認済証の写し（新築住宅の場合のみ必要です）
- ⑨ 「世帯全員」「続柄」が記載の住民票の写し（申請日より 3 ヶ月以内に発行されたもの）
（注意）住民票の写しとはコピーしたものではありません。

☆住民票交付窓口 ・市民課（市役所 1 階） ・支所市民福祉課（アスパアこだま 1 階）

※「親と同居・近居」「生計を一にする中学生以下の親族と同居」の要件に該当し、加算を受ける場合には、戸籍謄本等が必要になることがあります。申請前にお問い合わせ先までご相談ください。

- ⑩ 市税に滞納がない証明書（申請日より 3 ヶ月以内に発行されたもの）

☆市税に滞納がない証明書交付窓口
・課税課（市役所 1 階） ・支所市民福祉課（アスパアこだま 1 階）

- ⑪ 案内図（住宅の位置がわかるもの）
- ⑫ 債権者登録申出書
- ⑬ その他市長が必要と認めるもの

【補助対象設備の公称最大出力の合計値が 10kW 以上の設備について】

公称最大出力の合計値が 10kW 以上の設備を設置されている場合は、余剰電力を売電していることを証明する書類として発電方法が記載された認定証明書「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について」が申請時に必要です。

■お問い合わせ先■ 環境推進課エコタウン推進係 TEL 0495-25-1249（直通）

本庄市住宅用太陽光発電システム設置補助金

補助金申請の流れ

1 工事完了又は建売住宅の引き渡し

(注意) 電力需給開始日：令和2年4月1日以降

2 市に補助金申請をします。

電力会社と太陽光発電システムの電力需給を開始した日から令和3年3月31日(水)までに申請に必要な書類を提出してください。(郵送不可)

(注意) 期間中でも予算額に達したところで受付を終了します。

書類審査・現地確認等の結果、交付条件に適合すると認めた場合「補助金交付決定通知書」を申請者に送付します。

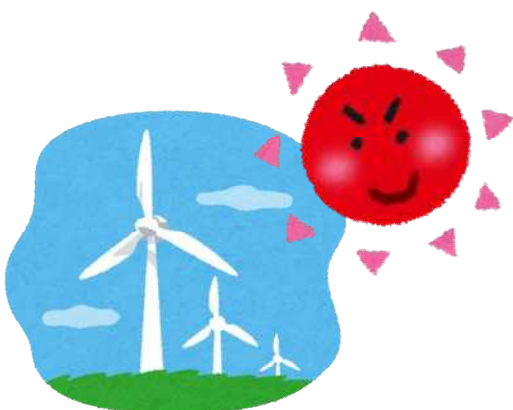
3 市に補助金の請求をします。

補助金請求書に補助金交付決定通知書の写しを添えてご提出ください。

4 補助金の受取、定期報告書の提出

補助金の交付を受けた翌月から2年間、発電状況などを定期報告書(様式第4号)に毎月記録し、環境推進課(市役所4階)へ年1回提出してください。(計2回提出)

定期報告書を提出されないときは、補助金の返還を求める場合もあります。



お問い合わせ先

本庄市役所経済環境部
環境推進課エコタウン推進係
(市役所本庁舎4階)

住所：本庄市本庄3-5-3

電話番号：0495-25-1249